

平成 27 年 3 月 26 日

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 財務部（財政課、税務課、納税課）
会計課
議会事務局
選挙管理委員会事務局
- 2 監査の期間 平成 26 年 12 月 2 日～平成 27 年 3 月 26 日
- 3 監査実施日 備品調査日 平成 27 年 1 月 30 日（金）
対面監査日 平成 27 年 2 月 20 日（金）
- 4 監査対象期間 平成 26 年度（4 月～11 月の事務執行分・但し、選挙管理委員会事務局については 4 月～12 月の事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事業の管理、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められた。
なお、事務処理上留意すべき点等については、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○第 47 回衆議院議員総選挙の事務執行の適正化について【選挙管理委員会事務局】

(改善すべき事項)

・投票用紙交付ミスの再発防止

会津若松市栄町第二庁舎期日前投票所において、誤った投票用紙の交付により、2名の比例代表選出議員選挙の投票が無効となる事態が発生した。

投票用紙を補充する担当者と交付する担当者両名のミスに起因するもので、投票管理者が早期に誤りに気づき、無効票の広がりを防いだのは一つの救いともいえるが、貴重な投票権の行使をこのような形で無にしてしまったことは極めて重大な事案である。

本市では平成 10 年の第 18 回参議院議員選挙において同様のケースで 25 票の無効票を出したが、深刻な反省のもとに事務チェック体制の強化が図られ、長期にわたり無事故が続いてきた。

今回のミスは、16 年前の事故の教訓が活かされず、しかも選挙管理委員会事務局が直接担っている投票所で発生したことをみると、執行体制の甘さを含め事務の品質管理は極めて不適切である。

今後に向け、機能しなかった事務チェック体制の徹底的な検証はもちろんのこと、さらに安全策を多重化するなど、適正事務の遂行に万全の注意をもって臨まれるよう努められたい。